

令和3年度猿払村障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和3年4月1日施行

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の意義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、村の全ての部局が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げる施設等であって、その所在地又は住所地が北海道内にあり、かつ、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障害者の雇用促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に定める障がい者を多数雇用している企業等

- ア 障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障がい者多数雇用事業所（以下の①から③全ての要件を満たす事業所）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達を推進する物品等及びその調達目標

(1) 障がい者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。

ア 物品

紙製品、日用品、印刷物、啓発用品その他障害者就労施設等が提供可能な物品

イ 役務

クリーニング、清掃、施設管理、軽作業その他障害者就労施設等が提供可能な役務

(2) 調達目標は、前記の物品等について優先調達するよう努めるものとする。

6 調達の推進方法

(1) 障がい者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を組織全体で共有することで全庁的な取組を推進し、障がい者就労施設等への発注に努める。

(2) 調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は第3号に基づく随意契約制度を活用しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定し、又は見直したときは、村ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、村ホームページ等により公表する。

8 調達方針の担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。